〇北海道後期高齢者医療広域連合の会計管理者の補助組織に関する規則

制 定 平成 19 年 3 月 23 日規則第 8 号 最近改正 平成 30 年 3 月 27 日規則第 3 号

(会計班の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第171条第6項 の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計班を置く。

第2条 会計班に班長及び班員その他の必要な職員を置く。

(会計班の事務)

- 第3条 会計班の事務は、次のとおりとする。
 - (1) 決算の調製及び例月検査に関すること。
 - (2) 現金及び財産の記録及び管理に関すること。
 - ③ 現金(基金に属する現金を含む。)の出納及び保管に関すること。
 - (4) 支出負担行為の確認に関すること。
 - (5) 支出命令の審査及び支払資料の照査に関すること。
 - (6) 収入調定の審査に関すること。
 - (7) 有価証券(基金に基づくもの及び担保物を含む。)の出納及び保管に関すること。
 - (8) 公印の管守に関すること。
 - (9) 財務会計システムの管理に関すること。
 - (11) 指定金融機関等に関すること。
 - (11) 会計班の経理に関すること。
 - (12) 物品の出納管理に関すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、会計に関すること。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平 20. 4. 1 規則 6)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平30. 3.27規則3)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。